

神川町中小企業者等事業継続支援金について

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者に対して一律10万円を、さらに対象融資を受けている事業者には、融資に係る利子及び信用保証料の補助として上限10万円を支給します。

○給付額・補助額 最大で合計20万円 ※この支援金は所得税の課税対象収入となります。

支援金の種類	給付金額	給付条件
定額給付	1事業者あたり10万円	下記(1)及び(2)に該当
利子及び信用保証料補助	1事業者あたり上限10万円	下記(1)(2)(3)に該当

※給付方法は、原則口座振込とします。

○給付条件

(1)町内において事業を行っている中小企業者・小規模企業者*(個人事業主及び農家含む)で、今後も事業の継続を目指していること。

*生計維持に係る主たる収入が事業収入以外にあると認められる場合は対象外となります。

*神川町暴力団排除条例に規定する暴力団員、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等に該当するもの及びこれに類する業種の方は対象外となります。

*町税等に滞納が無いことが条件となります。(新型コロナウイルスの影響による「徴収猶予の特例制度」の適用を受けているものは除く。)

※「中小企業者・小規模企業者」とは、中小企業基本法の定義によります。

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること。

*令和2年2月以降の売上が前年の同月と比較して減少している場合に対象となります。

(3)下記対象融資のいずれかを利用していること。

*令和2年2月1日以降に対象融資を利用した事業者が対象となります。

*申請日時時点で融資を受けていなくても、その後融資を受けた場合には変更申請をすることで補助を受けることができます。

●対象融資 ※ご利用の資金名称がわからない場合は、融資を受けている金融機関にお問合せください。

埼玉県中小企業制度融資	・経営安定資金(災害復旧関連) ・経営安定資金(特定業種関連) ・経営あんしん資金(新型コロナウイルス特例) ・緊急借換資金 ・新型コロナウイルス感染症対応資金
株式会社日本政策金融公庫	・新型コロナウイルス感染症特別貸付
商工会、商工会議所	・新型コロナウイルス対策マル経融資
株式会社商工組合中央金庫	・新型コロナウイルス感染症特別貸付(危機対応融資)

○申請方法

・感染拡大防止のため、申請は原則として郵送で受付します。町ホームページからのダウンロード又は経済観光課窓口で配布する申請書に必要書類を添えて、令和2年8月31日までに申請してください。

・役場への来庁が困難な方には、申請書類を郵送いたします。ご希望の場合はご連絡ください。

※添付書類については、町ホームページをご覧ください。経済観光課までお問合せください。

活用しよう！農業関連補助事業

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

※全ての事業について、更に詳細な条件(町税に滞納がない等)があります。申請前にお問合せください。

○新規就農者農業機械購入費補助事業

新たに農業を始める方へ営農に必要な農業機械の購入に要する費用の一部を補助します。

【対象者】 農地を所有又は借用することにより、営農の継続が見込まれる新規就農者

【対象経費】 営農に必要な管理機、耕運機、またはトラクターを新たに購入する経費。ただし、機械の購入費で2万円以上のもの

【補助率】 対象経費の1/2以内(上限10万円)

○認定農業者支援事業

新規作物や新技術の導入等に必要な機械、施設等の整備に要する費用の一部を補助します。

【対象者】 認定農業者で、現在の経営規模を維持拡大し、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれる方

【対象経費】 新規作物・新技術の導入等に必要な機械・施設に要する経費(トラクター・コンバインなど汎用性が高い機械購入経費は対象となりません。)

【補助率】 対象経費の1/3以内(上限50万円)

【申請期限】 9月30日(水)

※申請後、神川町農業支援事業認定審査会に諮ります。

○獣害防除対策事業

獣による農作物被害防止のために設置する施設等の整備に要する費用の一部を補助します。

【対象者】 農地を所有又は借用することにより、継続的に農産物を生産している方

【対象経費】 獣による農作物被害を防除するために設置するネット・電気柵等設置にかかる資材経費。ただし、資材の購入費で2万円以上のもの

【補助率】 対象経費の1/2以内(上限5万円)

○新規就農青年育成奨励金

新規就農青年に対し、奨励金を交付します。

【対象者】 年間150日以上農作業に従事した新規就農者等

【対象年齢】 18歳以上45歳未満

【奨励金額】 10万円

○特産品(梨)振興事業

梨の生産等に要する費用の一部を補助します。

【対象者】 梨を生産・販売する農業者

【対象経費】 病害虫防除(コンフューザー)の購入経費

【補助率】 対象経費の1/2以内(上限5万円)

※苗木、土壌処理剤の購入及び抜根に要する費用の補助もあります。詳細はお問合せください。

